

令和6年度村山市県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進 事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、建築分野における県産木材の需要拡大を図り、県内の森林資源の循環利用促進及び木材関連産業の活性化に資するため、村山市内で県産木材使用等の条件を満たす住宅の施主に対し、「村山市補助金等交付規則」(昭和37年5月市規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、県産木材とは、やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された無垢材及び集成材・合板等をいう。

(補助の対象となる施設)

第3条 補助金の交付対象となる施設は、次の各号すべての要件を満たすものとする。

- (1) 村山市内に自ら居住するための住宅を新築するもの(分譲住宅や中古物件の購入、モデルハウスや販売を目的とした分譲住宅等の新築を除く)。
- (2) 令和7年3月31日までに、第8条に定める実績報告書を提出することができること。
- (3) 住宅に使用する県産木材は、施設の延べ床面積1㎡につき0.1㎡を乗じて算出した構造材相当の数量に対し100%以上であること。なお、県産木材の使用部位は構造材に限定しないものとする。
- (4) 山形県が実施する令和6年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金の交付を受けるもの。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、定額200千円とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木工事が完了する前日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 建設工事請負契約書の写し等、工事費の内容が確認できる書類
- (2) 施設の位置図又は案内図
- (3) 施設の配置図又は平面図
- (4) 口座振替申込書(様式第2号)、口座振替通帳の写し
- (5) 県補助金申請時提出の建設工事現場カラー写真
- (6) 県補助金の交付決定通知書の写し
- (7) 市税等の納税状況確認同意書(様式第3号、市外申請者は不要)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、先着順に受け付けるものとする。

(補助金交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請があった場合において、内容を審査し、相当と認めるときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金交付の除外要件)

第6条の2 市長は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

- (2) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (4) 指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）である者
- (5) その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 市税等の滞納者

（申請の取り下げ）

第7条 申請者は、次の各号に掲げる理由により申請を取り下げるときは、補助金交付取下げ届出書（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第3号の規定により算出される県産木材の使用量が基準数量未滿となるとき。
- (2) 交付対象となる施設の建築を取りやめるとき。
- (3) その他申請を取り下げる事由が発生したとき。

（実績報告書）

第8条 申請者は、木工事を完了したときは、遅滞なく実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 木工事完了写真
- (2) 県補助金の額の確定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第9条 市長は、補助金実績報告書の提出があった場合において、当該補助金実績報告書の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を確定し、様式第7号により通知するものとする。

（補助金交付の取消し等）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し補助金の返還を求めるものとする。
- 3 申請者は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（書類の提出）

第11条 この補助金に関する市長あての書類は、村山市農林課に提出しなければならない。

（書類の保存）

第12条 申請者は、この補助金に関する証拠書類等を、令和7年度から5年間常に整理保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

口座振替申込書	
振込先銀行名	銀行（農協）店
預金の種類	普通・当座
口座名義人	フリガナ
口座番号	NO.
<p>市公金の支払いについては、上記のとおり口座振替されるよう申し込みます。</p>	
<p>令和 年 月 日</p>	
<p>住所</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>(フリガナ)</p>	
<p>氏名 ㊟</p>	
<p>村山市長 志布隆夫 殿</p>	

市税等の納付状況確認同意書

令和 年 月 日

村山市長 志布 隆夫 殿

申請者 住所： _____

氏名： _____ 印

(自署の場合押印省略可)

村山市県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金申請にあたり、申請者本人および世帯に係る市税および水道料金・下水道使用料の納付状況の確認について同意いたします。

村山市県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金申請に係る確認について

令和 年 月 日

税務課長 殿

水道課長 殿

農林課長

上記の申請者について次のとおり確認をお願いします。

【※税務課・水道課 記入欄】

<input type="checkbox"/> 滞納なし	(本人 : 市税 ・ 水道料金/下水道使用料) (世帯 : 市税 ・ 水道料金/下水道使用料)
<input type="checkbox"/> 滞納あり	(本人 : 市税 ・ 水道料金/下水道使用料) (世帯 : 市税 ・ 水道料金/下水道使用料)
所見等	
確認年月日	年 月 日
課長名	

(申請者)

住所

氏名

様

村山市長 志 布 隆 夫

令和 6 年度村山市県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請の令和 6 年度村山市県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金の交付申請に対し、令和 6 年度において下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 200,000円

2 交付条件

- (1) 事業が完了したとき、速やかに村山市補助金等交付規則第 14 条の規定により実績報告書を提出すること。
- (2) 村山市監査委員の監査を受けることがあるから、証拠書類等を常に整理保存をすること。
- (3) 申請者は、この補助金に関する証拠書類等を、補助事業完了の属する年度の終了後、5 年間は常に整理保存しなければならない。

令和 年 月 日

村山市長 志布 隆夫 殿

郵便番号

住所

申請者 フリガナ
氏名

電話 (-)

令和 6 年度村山市県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費
補助金交付取下げ届出書

令和 年 月 日付けで交付決定通知がありました、令和 6 年度村山市県
産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金について、下記のとおり
取下げるので届出します。

記

取下げの 理由	
------------	--

村山市長 志布 隆夫 殿

郵便番号

住所

申請者

フリガナ
氏名

電話 (-)

令和6年度村山市県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費
補助金実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定通知がありました、標記補助金について、令和6年度村山市県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金実績報告書を提出します。

記

1. 建設工事概要

建設場所の地名・地番			
施設の所有者名			
交付申請時の住所	〒		
施工者	住所 〒 氏名・名称 電話番号 (-)		
工事の期間	着工	令和	年 月 日
	木工事完了	令和	年 月 日
	完成	令和	年 月 日 (予定)

2. 工事实績

内訳	構造材相当の材積 m ³ (A)	県産木材使用量 m ³ (B)	県産木材使用率(%) B/A×100

※内訳記入例（延べ床面積40坪（132 m²）の場合）

内訳	構造材相当の材積 m ³ (A)	県産木材使用量 m ³ (B)	県産木材使用率(%) B/A×100
	132×0.1=13.2 m ³	14.1 m ³	106.8%

注1 『木工事完了』欄には、県産木材に係る工事が完了した日付を記入する。

注2 『構造材相当の材積(m³)(A)』欄には、施設の延べ床面積(m²)×0.1で算出される数値を記入する。(小数第2位以下切捨て、以下同じ)注3 『県産木材使用予定量(m³)』欄には、『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材の使用量を記入する。この場合、使用する部位は構造材に限定しない。

注4 『県産木材使用率(%)』欄には、県産木材使用量(B)÷構造材相当の材積(A)×100で算出される数値を記入する(100%以上が条件)。

3. 添付書類

- ①木工事完了写真
- ②県補助金の額の確定通知書の写し
- ③その他市長が必要と認める書類

番 号
令和 年 月 日

様

村山市長 志布 隆夫

令和6年度村山市県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金の
額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け番 号で交付決定した、令和6年度村山市県産認証材
「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金について、令和 年 月 日
付け同補助金の実績報告に基づき、村山市補助金等交付規則第15条第1項の規定に
より、補助金の額を金200,000円に確定します。